

公益財団法人名古屋みなと振興財団と愛知大学キャリア支援センターとの連携・協力に関する協定書

公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「甲」という。）と愛知大学キャリア支援センター（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力して、甲の観光事業の振興及び乙の学生のキャリア形成の支援教育の推進を目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次に掲げる事項について、連携・協力して実施する。

- （1）キャリア形成支援教育活動、人材育成及び人材交流に関する事項
- （2）ガーデンふ頭を中心とした名古屋港の観光事業の振興に資する活動に関する事項
- （3）その他前条の目的を達成するために双方が必要と合意する事項

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中及びこの協定の終了後も第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の同意、又は法令（条例を含む。）の定めにより開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定終了後においても、なお効力を有する。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結から2027年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の60日前までに甲乙のいずれかから相手方に対する書面による意思表示がない限り、本協定は同一内容により更に3年間自動的に延長されるものとし、その後の期間満了に際しても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書正本を2通作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有する。

2025年3月11日

甲 公益財団法人 名古屋みなと振興財団
名古屋港水族館

館長

栗田正徳

乙 愛知大学キャリア支援センター

センター長

吉川 剛